

広島県告示第千七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和二年十月二十六日までの間、縦覧に供する。

令和二年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道世羅甲田線	三次市三和町敷名字市場四七三八番一地从先から 三次市三和町上板木字小原田六〇五番一地从先まで	令和二年一〇月一二日